

手数料表

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>1,000 円</u> 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または 500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または 500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とします。 払戻金 求職者が入社後、明らかに当該求職者の責により解雇されるに至った場合、または当該求職者が自己都合によって退職した場合は、受領した手数料の一部を以下の要領で返還するものとする。 入社日から起算して 1ヵ月以内…手数料の 80%相当額 入社日から起算して 1ヵ月を超え 3ヵ月以内…手数料の 50%相当額 入社日から起算して 3ヵ月を超え 6ヵ月以内…手数料の 10%相当額 成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または 500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>30%(または 500,000 円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は求人者とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

許可番号

10-ユ-300538

事業所の名称及び所在地

株式会社ワークメイツ

群馬県前橋市小相木町一丁目 2 番 7 号 MKⅡ1-B